

令和8年7月1日以降の申請で適用

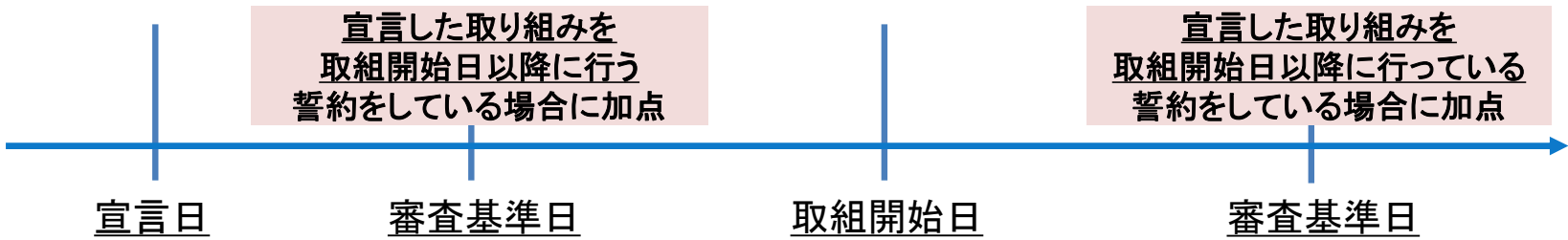
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にせる企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)